

第16回原子力損害賠償制度専門部会議事録

1. 日 時 2017年1月26日(木) 15:00～16:25
2. 場 所 中央合同庁舎8号館1階 講堂
3. 出席者 原子力損害賠償制度専門部会構成員
濱田部会長、鎌田部会長代理、遠藤委員、大塚委員、大橋委員、
加藤委員、木原委員、住田委員、高橋委員、辰巳委員、又吉委員、
山本委員、四元委員
オブザーバー
市川氏、小野田氏、上妻氏、馬場氏、若林氏
原子力委員会
岡委員長、阿部委員、中西委員
内閣府
山脇統括官、板倉審議官、進藤審議官、大島参事官
文部科学省
二村開発企画課長
経済産業省資源エネルギー庁
浦上原子力政策課長、小川電力市場整備室長
4. 議 題
 - 1 原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について
 - 2 その他
5. 配付資料
 - 16-1 原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について [5]
【原子力損害賠償制度の基本的枠組み(その2)】
 - 16-2 西川委員提出資料
 - 16-3 原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について [6]
【原子力損害賠償に係る制度(その3)】

6. 審議事項

(濱田部会長) それでは、予定の時間になりましたので、第16回原子力損害賠償制度専門部会を開催いたします。

初めに、事務局から資料と定足数の確認をお願いいたします。

(大島参事官) お手元の資料を御確認ください。

本日の配付資料でございますけれども、第16回原子力損害賠償制度専門部会議事次第に続きまして、資料16-1から資料16-3まで用意をさせていただいております。乱丁、落丁等ございましたら、事務局までお申し付けください。

また、第15回の議事録を机上資料として配付しておりますけれども、各委員に既に御確認を頂き、原子力委員会のホームページで公開をしているものでございます。

本日は遅れられている先生がおりますけれども、13名の専門委員の出席予定となっております。原子力委員会専門部会等運営規程第4条に定める定足数を満たしていることを確認をさせていただきます。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題である「原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について」ということで進めていきたいと思っております。

これまで個別の論点についての集中的な審議を進めてきておりますが、本日はまず前回に引き続いて、原賠法の目的規定と国の責務について議論を行いたいと思っております。その後、原子力事業者を無限責任とした場合の制度設計についての議論を行いたいと思っております。

それでは、まず原賠法の目的規定及び国の責務に係る個別の論点について、前回の議論を踏まえて、事務局に資料を修正いただいておりますので、まずは事務局から説明をお願いし、議論を行いたいと思っております。

では、事務局から資料の説明をお願いします。

(大島参事官) ありがとうございます。

資料16-1「原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について」[5]【原子力損害賠償制度の基本的枠組み(その2)】でございます。

前回、配付させていただいた資料から、一部変更をさせていただいております。その部分については、先生方の資料には少し色を変えまして、緑色で記載をさせていただいております。本日は前回の会合から少し時間がたっておりますので、改めて全体を概括して説明

をさせていただければと思っております。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目でございます。昨年8月にまとめていただきました論点整理の中から、目的規定と国の責務等に関する部分の論点を書いてあるところでございます。

まず、2ページ目、原賠法の制定時の経緯等でございます。これも何度か説明をさせていただいておりますけれども、制定時、昭和36年の法律でございますけれども、例えば二つ目の○で、原子力白書において、原賠法の基本的な考え方について説明をしているところでございます。この考え方に基つきまして、これも何度か説明をさせていただきましたけれども、原賠法そのものの目的といたしましては、被害者の保護に万全を期すとともに、原子力事業の健全な発達に資することを目的として制定をされたというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページ目でございます。原賠法制定時の経緯の中で、現在の原子力の政策上の位置付けについてでございます。原子力の研究・開発及び利用についてでございますけれども、原子力基本法におきまして、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興等を図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的といたしまして、制定をされているというところでございます。

また、二つ目の○でございますけれども、エネルギー政策に関しましては、エネルギー政策基本法において、エネルギーが国民生活の安定向上並びに国民経済の維持及び発展に欠くことのできないものであるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことに鑑み、基本方針等を定めるという形で制定をされております。

このような法律に基つきまして、各種施策というものが講じられているところでございますけれども、具体的には次のページ、4ページ目でございます。これももう何度も説明をさせていただきましたので、簡単にさせていただきますけれども、エネルギー基本計画、現行のものにおいて、原子力の位置付けについては、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源とされた上で、政策の方向性の中で原発依存度については可能な限り低減をさせるということによっておられます。また、特に原子力事業を取り巻くという環境変化の中で、国の役割といたしまして、そこの○の最後の行でございますけれども、国は電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、原子力事業者が課題に対応できるよう事業環境の在り方について検討するという形で記載をされているというところでございます。

1枚おめくりいただきまして、5ページ目でございます。原賠法の目的規定の在り方でございますけれども、今申しましたとおり、原賠法制定時の経緯、それからその後の原子力

を取り巻く環境変化を踏まえて、現行の原賠法における各規定の趣旨を確認するとともに、見直し後の原賠制度の全体を俯瞰して考える必要があるのではないかというふうに思っております。その下に現行制度について書いてございますけれども、説明そのものは省略をさせていただきます。

続きまして、7ページ目でございます。原賠法の目的等の在り方についてでございます。原賠法の目的のところでございますけれども、まず一つ目の○で、原賠法は民法第709条（不法行為による損害賠償）の特別法として制定をされているというところがございます。こういう中で、二つ目の○でございますけれども、原子力災害の特殊性を踏まえて、原子力事故により避難を余儀なくされた住民や事業者、事業に支障が生じた生産者等の被害者が、適切な賠償を迅速に受けることにより救済される必要があるということだと思っております。

このためには、次の○でございますけれども、被害者が適切な賠償を受けるためには、原子力事業者が必要な賠償資力を確保できるように所要の措置が講じられる必要があり、また、賠償手続を迅速かつ公正に行うための体制整備等が確実に行われることが重要であるということだと思っております。そのため、原子力事業者が適切な賠償を行うために、あらかじめ法で定められた損害賠償措置を講じさせるなどの措置によって、原子力損害賠償にかかる予見可能性を確保することは、被害者の保護を確実なものとするはもとより、ひいては原子力事業経営の基盤を安定化することに資するものと考えてございます。

また、エネルギー基本計画にありますように、電力システム改革等により、原子力事業を取り巻く事業環境は変化しているが、そのような環境変化の中にあっても、原子力事業者が技術的・財政的な健全性を保ち、責任を持って原子力施設の廃止措置を確実に終了するまでの間、原賠制度が確実に維持される必要があるということだと思っております。

このため、原賠法の目的の趣旨というものを改めて書き下す形にしてございますけれども、最後の○のところでございます。原子力災害の特性に鑑み、原子炉の運転等により、原子力損害が発生した場合における原子力事業者の損害賠償の責任を定めるとともに、原子力事業者が賠償資力を確保するための措置等を講じ、被害者への賠償の迅速かつ適切な実施及び原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営を確保することにより、もって国民生活の安定と国民経済の健全な発展に寄与することと整理できるのではないかとさせていただきます。

また、この目的を実現するために、制度としてしっかりと基本理念というものを整理をしておいてはいかかということで8ページ目、原賠法の基本理念として四つ書かせていた

だいてございます。

まず一つ目が、原子力災害の特殊性を踏まえ、被害者が適切な賠償を迅速に受けることで救済され、被害者の生活再建、事業再開等に資するよう、必要な措置が講じられなければならない。

二つ目でございます。原子力基本法、エネルギー政策基本法等の関係法律に基づき定められた基本方針等を踏まえて原子力利用が進められることに鑑み、万が一原子力損害が発生した場合に備え、原子力事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ、必要な措置が講じられなければならない。

三つ目でございます。原子力損害賠償に係る紛争解決手続は、法による紛争の解決のための手続として、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、原子力損害賠償の特殊性を踏まえ、公正かつ適正に実施され、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなければならない。

四つ目でございます。原子力災害対策特別措置法その他の関係法令に基づき、原子力事故の復旧、災害復興に係る施策が進められることと相まって、原子力災害から国民の生命、身体及び財産が保護されなければならない、とさせていただきます。

続きまして、国の責務に関するところでございます。1枚おめくりいただきまして、9ページ目でございます。国の責務につきまして、前回の御議論で少し分かりにくいという御指摘もございましたので、少し修正をさせていただきます。

まず一つ目、国の責務につきまして、国は、原子力利用については、原子力基本法、エネルギー政策基本法等の関係法律に基づき、基本方針の策定等を行い、必要な施策を推進するなどの役割を果たしており、このような政策を推進する責任を有している。

その上で、万が一原子力事故が発生した場合には、国民の生命、身体及び財産を守ることは、国の重大な責務であり、責任を持って対処することとしており、国は、原子力損害賠償に関しても同様に、被害者が保護されるよう必要な措置を講ずる責務を有している。

このため、国は被害者の迅速かつ適切な救済が行われるよう、あらかじめ、原子力損害賠償に係る必要な措置を講じる責務を有している。

また、国は、原子力損害が発生した場合には、原子力事業者が賠償を迅速かつ適切に行うよう、必要な援助等を行うとともに、指針の策定、原賠ADRの設置等の措置を講ずる責務を有している。さらに、被害者の生活の安定及び被災地域の経済の再生のために必要と認められる場合、国は、被害者の保護の観点から万全の措置を講ずる責務を有している。

なお、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が被害者に対して損害賠償に係る

責任を負い、賠償請求の相手方になることについては、原賠法において定められることとなり、国は、損害賠償が迅速かつ適切に実施されるための措置を講ずる責務を有するが、現行の原賠法において被害者に対して損害賠償に係る責任を負うことはない、とさせていただきます。

最後に、国の責務についてでございますけれども、二つの項に分けて記載をさせていただきました。

一つ目が、国は、国民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護する使命を有することに鑑み、あらかじめ、被害者の救済が迅速かつ適切に行われるよう必要な措置を講じる責務を有する。

二つ目でございます。国は、原子力損害が発生した場合、被害者の保護が確実に行われるよう万全の措置を講ずる責務を有する、とさせていただきます。

それから次のページ、最後、原子力事業者の責務についてでございます。原子力事業者につきましては、当然のことながら原子炉等規制法、原子力災害対策特別措置法等の関係法律に基づいて必要な措置というものを講ずる責務を有しているところでございます。

原子力損害賠償に関しましては、原子力損害が発生した場合に備えて、原子力事業者は、被害者への迅速かつ適切な賠償を行うため、原賠法等の規定に基づいて原子力損害賠償に関し必要な措置を講ずる責務を有しているところでございます。

また、原子力損害賠償に係る紛争解決手続の実施に当たっては、被害者の置かれた立場に鑑み、誠実な態度で交渉に向き合い、手続に協力することが、迅速な救済のため欠かせないものと考えてございます。

このため、原子力事業者の賠償責任につきましては、現行の原賠法第3条で既に無過失責任、責任集中というものが規定されているわけでございますけれども、これ以外にも原災法、原子力災害対策特別措置法において、原子力事業者の責務規定が置かれていることなども踏まえまして、被害者の保護が確実に行われるよう、原賠制度の中で原子力事業者による賠償手続に係る責務を担保していくことが考えられるのではないかとさせていただきます。

説明は以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見ということになります。本日欠席されております西川委員から、資料を提出いただいておりますので、事務局から紹介をお願いいたします。

(大島参事官) 続きまして、資料16-2でございます。第16回原子力損害賠償制度専門部

会に対する意見、福井県知事西川一誠でございます。

貴会議に公務のため出席できないので、次のとおり意見を提出いたします。

原子力政策を進めるには、国、電力事業者、地元の信頼関係が何より大切である。三者が一体となって信頼関係を築くことにより、物事が成り立ち、安全が確保され、これが国民・県民の信頼につながる。

しかし、政府は、核燃料サイクルの中核施設である「もんじゅ」について、エネルギー基本計画の中で、「国の責任の下、十分な対応を進める」と閣議決定しておきながら、昨年12月には、「運転再開しない」との方針を決定した。今回、わずか数か月で、政府は拙速に方針転換しようとしており、国のエネルギー政策に大きな不信感を抱いている状況である。

ついでには、原子力損害賠償について、国が、「被害者の保護が確実に行われるよう万全の措置を講ずる責務を有する」のであれば、その履行が担保されるよう、国の責務について法令上明文化し、原子力に対する姿勢を示すべきである。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、更にこの原賠法の目的規定及び国民の責務について、御質問、御意見を頂戴したいと思いますが、いつものように御発言のときは札を立てていただければと存じます。いかがでしょうか。

では、大塚委員お願いします。

(大塚委員) 一点質問で、一点は意見ですけれども、二つございます。

一つは、これは本当にお伺いしたいだけですが、8ページの二つ目の矢羽のところの文がちょっと抽象的で、特に何がおっしゃりたいか、必ずしも私はよく分からないので教えてくださいということですが、これは賠償措置とか、あるいは賠償手続のための体制整備のことを特におっしゃっているのかということなのですけれども、一つ目との違い、三つ目、四つ目とも違うということになると、ちょっと必要な措置が必ずしもよく分からないので教えてくださいということでございます。

それから二つ目は意見でございますけれども、10ページの方の原子力事業者の責務のところの最後の四つ目の○のあたりのところでございますけれども、前に、ちょっと私前回欠席してしまって、ちょっと海外出張中で申し訳なかったのですが、でも御議論があったかと思っておりますけれども、あるいはその前でも御議論があったと思っておりますが、原子力事業者の損害賠償の実施に係る方針について、国に届出をしていただくというようなことについて

でも議論があったかと思えますけれども、方針の届出ぐらいであればしていただいた方がよろしいかと私は思っていますが、そこについてはこの責務の中には入れた方がいいのではないかということを意見として申し上げておきたいと思えます。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、事務局の方からお願いします。

(大島参事官) ありがとうございます。

8ページ目でございますけれども、我々整理をした中では、二つ目のところはいわゆる損害賠償措置の義務付けとか、そういうものの必要な措置というものを、発生の場合に備えてございますので、あらかじめ措置をします。ただ、その場合にも、この場でもいろいろ御意見ありましたけれども、いわゆる原子力事業者の予見可能性等の配慮ということも言われましたので、そういうことをより具体的に何か書けないかということで、原子力事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつということで、少し加えさせていただいたところでございます。

それからそれ以外の手続については、三つ目の矢羽のところを書かせていただいたという形で、二つ目と三つ目で双方合わせた形で被害者の保護のための措置というものが図られるべきではないかということだと思っております。

それから御意見いただきました10ページ目のところについては、正にこの場で御議論いただいた上で、届出の中で規定をするのか、若しくは例えば政府補償契約なり何なりの契約の中で規定をするとか、そういういろいろなオプションがあるかと思えますので、御意見を頂ければという趣旨で、今は責務を担保していくことが考えられるのではないかという形で資料をまとめさせていただいているところでございます。

以上でございます。

(濱田部会長) 大塚委員、よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

(辰巳委員) ありがとうございます。

かなり書いてある内容が分かりやすくなったというふうに思っております。それで質問が、多分、今おっしゃったお話に係るのかと思って、9ページのところの最後に、まとめみたいに書いてあるところですけども、国はと書かれている一つ目のところですけども、あらかじめと書いてあって、これが今おっしゃった話ですかね。ちょっと何か具体性が分かりにくいなというふうにちょっと思っただけなので。

以上です。どういうことを想定されているのかということを知りたくて挙げたのですけれども、多分、今のお話なのかなというふうに思いました。勝手に質問して勝手に理解してすみません。

(濱田部会長) 何か事務局。

(大島参事官) 法律を書く感じで、イメージをしながら書いているので、少し分かりにくかったかもしれませんが、おっしゃるとおりでございます。最初の一つ目のところは正に、あらかじめ措置するところということで、現行制度でいうと、典型的なものは、原子力事業者に義務付けをしてございます損害賠償措置というものがございます。それから思いといたしましては、二つ目というところは、実際に発生した場合のところでございます。もちろん賠償資力というところがございますと、例えば原賠法の16条の国の措置というものもございますし、手続関係でございますと紛争審査会を国が設置するとか、ADRセンターを設置するとか、そういうことがございますし、もしも仮にそれでも何か足りない場合であっても、しっかりと万全の措置を講ずるというこの言葉で、遺漏なきようにということで整理をさせていただいたというところがございます。

(辰巳委員) ありがとうございます。

(濱田部会長) それでは、高橋委員、その後、加藤委員お願いします。

(高橋委員) これは意見でございます。7ページ、8ページ、9ページ、10ページにおいて整理された形で、目的規定、それから基本理念、そして国の責務が整理されたと理解しております。いみじくも今法律を書くときを想定して、とおっしゃったので、是非、素直にこれを法律化していただきたいと思います。多分、基本理念を入れるということになるのだらうと思いますが、是非、素直に条文化していただきたいというのが私の意見です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、加藤委員お願いします。

(加藤委員) ありがとうございます。

意見なのですけれども、西川委員がおっしゃっているように、国の責務について法令上明文化していただきたいということでもあります。これは前回お話し申し上げたことの繰り返しになるのですが、競争原理の更なる導入であるとか、総括原価方式の撤廃を始めとする電力の全面自由化が進む中で、原子力損害の確実な填補を図って、併せて原子力事業の民間による担い手を確保していくためには、国が積極的な役割を果たすことが不可欠でありまして、万が一、大規模な原子力事故が起こった場合には、国が被害者保護に万全の措置を講じることを示す必要があります。そういうことで、原賠法に国の責務というものを明

記していただきたいという意見でございます。

ありがとうございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

特にございませんか。

では、事務局の方からお願いします。

(大島参事官) いろいろ御意見ありがとうございます。本日のみならず、これまでの御意見というのは、最終的にこの部会として報告書としてまとめさせていただかなければいけないのですけれども、今までの御議論を踏まえて、報告書の段階では原賠法なり何なり、正に法律改正事項でありますとか、あとは制度的に担保すべきものとか、そういうものはなるべく分けた形で分かりやすくまとめさせていただきたいというふうに思っておりますので、一応念のため確認をさせていただきました。

(濱田部会長) ありがとうございます。是非、そのような形で整理いただければと思います。

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、この原賠法の目的規定及び国の責務についての議論というのは、ここで一段落させていただいて、続いて原子力事業者を無限責任とした場合の制度設計でございます。

前回の部会で、今後無限責任とした場合の制度設計について検討していくということになります。このことを受けて、今回は無限責任とした場合の賠償資力の確保についての基本的な考え方について議論を行いたいと思います。

では、事務局から資料の説明をお願いします。

(大島参事官) ありがとうございます。

引き続きまして、資料16-3「原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について」
[6]【原子力損害賠償に係る制度(その3)】でございます。

1枚おめくりいただきまして、前回、部会長にも今おっしゃっていただきましたけれども、有限責任、無限責任に関する個別の論点というところで御議論いただきました。その上で、原子力事業者を無限責任とした場合にあっても、賠償資力の確保に関しての課題というものが一番多く挙げられてございましたので、今回、そこの部分について、大きな考え方ということを少し整理をさせていただいてございます。ですので、現行制度についてもこれまで説明しているものをもう一度整理をする形でありますので、説明としては少し重複する部分があるかもしれませんが、御容赦願えればと思っております。

まず、1ページ目でございます。賠償資力の確保に関しての課題についてでございます。

れども、二つ目の○でございます。原子力事業者が無限責任で賠償というものを行っていくということについて、東電福島原発事故を踏まえると、特に重大事故が発生した場合の損害賠償リスクが非常に大きいことが再認識をされたということで、そうした場合に備えて十分な賠償資力を確保するための方策というものが必要だろうと思っております。また、この方策の検討に当たりましては、電力システム改革でございますとか、原子力依存度の低減という事業環境変化というものに直面をしておりますので、国として被害者の保護に万全を期し、また原子力事業者が原子力事業を継続するための環境整備を行う観点から、原子力事業者の予見可能性に留意をした上で、制度設計というものを考えていかなければならないというふうに思っております。

具体的にこれまでの部会でいくつか課題というものを御指摘を頂きましたので、2ページ目に少し整理をさせていただきました。

まず、損害賠償措置についてでございますけれども、東電福島原発事故の経験を踏まえると、重大事故への備えという点で、現在の損害賠償措置の賠償措置額、発電所の場合には1,200億円でございます、これについては過少であるという御意見。

それから二つ目でございますけれども、原賠・廃炉機構法の相互扶助スキームに負担割合が極度に傾いている現状を改善し、賠償措置額に係る保険料・補償料率の在り方、発災事業者による負担、発災事業者以外の電気事業者による相互扶助スキームでの負担、国の負担について、リバランスを図る必要があるというところでございます。

それから三つ目でございます。賠償措置額を引き上げた場合には、原子力事業者が負担する保険料・補償料が増額となり、それにより平時における電気料金が上昇することが懸念をされるという点でございます。

それから四つ目でございます。保険によりカバーする必要がある賠償リスクが高過ぎる場合には、保険そのものが成り立たないことから、保険的スキームである損害賠償措置は有効に機能しないのではないかという御意見がございました。

それから原賠・廃炉機構制度については、一般負担金の納付に関連する部分についての御意見が多々あったかと思っております。細かい点については省略をさせていただいております。

それから三つ目、賠償資力の確保に係る国の役割についてでございます。

まず一つ目でございますけれども、原子力事業者を無限責任とし、発災事業者が賠償責任を負う場合であっても、損害賠償の円滑な実施のため、国が積極的に措置をとることで、原子力事業者の予見可能性を確保することが可能ではないかという御意見。

それから二つ目といたしまして、無限責任として最終的には発災事業者が賠償責任を負う

とすれば、発災事業者ができるだけ早期に多くの資力を確保するような制度設計とするこ
とも一つの方法ではないかという御意見。

それから三つ目でございますけれども、国がこれまでよりも一歩前に立ち、どのような環
境整備を行うかということを具体的に示すことにより、被害者の救済を確実なものとし、
安心感を持ってもらうことが重要であるという御意見。

それから最後に、原子力事業については、電気事業者に対して国が絶大な規制権限を行使
している。権限を有する者には責任があり、国にも責任があると考えられるのではないかと
いうような御意見を頂いていたかと思っております。

それで、1枚おめくりいただきまして、現行の原賠制度における賠償資力を確保するた
めの措置について、改めて再整理をさせていただきました。細かなところについては繰り返
しになりますが、三つ目の○に現行の原賠制度については、まずは損害賠償措置により一
定の賠償資力を確保することとし、その上で要賠償額が賠償措置額を超える場合に備える
国による援助、これは原賠法の現行の第16条でございます。それから原賠・廃炉機構に
よる資金援助等の措置を講ずることにより、賠償資力を確保する制度になっているとい
ふふうに思っております。

具体的には4ページ目でございます。損害賠償措置等の制度について、今回、措置の意
義・役割と、それから特に原子力事業者の負担という観点から整理をさせていただきました。

まず、損害賠償措置の意義・役割でございますけれども、これも何度か説明をさせていた
だきましたとおり、損害賠償措置につきましては、各原子力事業者と民間保険会社及び政
府との事前契約に基づく保険的なスキームという形で、リスク分散を行うという形だと思
っております。具体的には責任保険契約といたしまして、原子力事業者と民間保険会社
との間で、契約を締結をしていただいております。また、一部、責任保険契約で担保で
きない原子力損害、例えば地震、津波等でございますけれども、これについてはその損失
を政府が補償するため、原子力事業者と政府との間で補償契約を締結をするという形にな
っております。

なお、このような措置によりまして、一定額の保険金、補償金というものが事前に予定さ
れることによって、実際に事故が起こった場合にもしっかりと賠償資力を確保するという
制度設計になっているということだと思っております。

また、この部分についての原子力事業者側からの負担の見え方でございますけれども、b)
の最初の○でございます。契約によりあらかじめ定められた保険料及び補償料を支払い続

けることで、原子力事故が発生した場合には一定の賠償資力を確保することが可能になるということで、賠償措置額の範囲ではございますけれども、被害者の救済が行われることを確実なものとし、原子力事業者の予見可能性の確保にも資する制度になっているということだと思っております。

1枚おめくりいただきまして、参考で賠償措置額の推移でございますとか、補償料率等も書かせていただいております。

それから6ページ目でございます。原賠法第16条に基づく国の措置についてでございます。原賠法の第16条においては、要賠償額が賠償措置額を超える場合には、被害者の保護を図り、及び原子力事業者の健全な発達に資するという法目的を達成するため必要があると認めるときには、国が援助を行うという規定になってございます。これも何度か経緯の中で説明をさせていただきましたけれども、具体的な方策としては、国による資金の融通でありますとか、あっせん、国による資金援助、例えば補助金の交付等が考えられるというふうにされているところでございます。

この部分については、第14回、第15回で少し御議論いただきましたけれども、〇の三つ目でございます。原子力事故については比較的影響が小さい事故から、甚大な影響を生ずる重大事故まで、原子力事故の対応及び被害の状況が様々であることから、原子力事業者に対してどのような援助を行うのか、あらかじめ想定することは困難だと思っております。しかしながら、現行の原賠法第16条の規定を踏まえると、国の責務として法目的を達成するために個別の事故の状況に応じて柔軟な対応が確実に講じられる必要があると考えられるという形で、正に先ほど御説明をさせていただきました国の責務規定につながっていくところだと思っております。

それから原子力事業者の負担につきましては、ここについては正に国の措置というものは、個別具体的に定められるということになっておりますので、現時点においてはどのような負担になるのかということについて、あらかじめ想定をすることは難しいというふうに思っております。

続きまして、7ページ目でございます。今回の東電福島事故後に整備をさせていただきました原賠・廃炉機構制度についてでございます。

まず、この措置の意義・役割でございますけれども、原賠・廃炉機構制度につきましては、各原子力事業者が共同で原子力損害の発生に備える相互扶助のスキームになっているということで、実際には要賠償額が賠償措置額を超えるような巨額の原子力損害の発生リスクに対して、原子力事業者が定常的な費用を負担をするという形で備えるという形になって

ございます。

具体的には、○の二つ目でございます。資金の援助というものにつきましては、基本的には各原子力事業者が納付してきた負担金の収益による積立分を原資に行われることが前提となっております。しかしながら、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施のために、積立分が不十分である場合には、原賠・廃炉機構は政府から国債の交付を無利子で受け、その償還によって資金を確保することができるという制度設計になっています。この場合には、原賠・廃炉機構と資金援助の申込みを行いました原子力事業者が共同して、損害賠償の実施と資金援助に関する計画、特別事業計画でございますけれども、これを作成した上で、主務大臣でございます内閣総理大臣及び経済産業大臣の認定を受けるという必要があるということでございます。

この原賠・廃炉機構の場合の原子力事業者の負担につきましても、これも何度も説明をさせていただいて恐縮でございますけれども、基本的には一般負担金ということで、原賠・廃炉機構に支出をしていただいております。この一般負担金の額につきましては、原賠・廃炉機構に設けられております運営委員会の議決によって決められておりまして、その議決に当たっての考え方というものも、原賠・廃炉機構法の中で具体的に規定をされているということになってございます。

それから二つ目の○でございますけれども、特に特別事業計画の認定を受けた原子力事業者の場合には、今言いました一般負担金に加えまして、特別負担金というものを納付をするということになってございますし、この特別負担金につきましては、一番最後の行でございますけれども、総括原価に含めることが可能な一般負担金とは異なりまして、原子力事業者の利益水準の中から捻出することとされているということでございます。

その次のページには、スキーム図を描かせていただいております。

それから、9ページ目、10ページ目には、これも何度も資料を出させていただいておりますけれども、諸外国の制度の概要を改めて参考まで添付をさせていただきました。

それで、説明は最後でございますけれども、11ページ目でございます。原子力事業者を無限責任とした場合の賠償資力確保に当たっての基本的な考え方について、少し整理をさせていただきました。

まず、制度設計全般についての基本的な考え方の前提に当たる部分でございますけれども、原子力事故の態様及び被害の状況というものは様々でございますので、原子力損害賠償額の総額をあらかじめ想定することは困難ではないかと思っております。しかしながら、1999年のウラン加工施設の臨界事故でありますとか、今回の東電福島原発事故での賠

償の実績というものを見てみますと、避難等が行われる事故や、少量であっても放射性物質が放出されるような事故の場合には、避難費用でありますとか、営業損害のほかに、風評被害等の原子力損害が大きくなる可能性が考えられるのではないかと考えてございます。

また、仮に重大事故が発生した場合には、現行の賠償措置額を大幅に超える損害となる可能性が高いというふうに考えられると聞いてございます。

実際に事故がもしも起こった場合の対応でございますけれども、原子力発電所の場合に限って例示をさせていただきましたけれども、原子力損害をもたらすような原子力事故が発生した場合には、原子力事業者はまずは損害賠償措置に基づいて、原子力事業者に対して支払われる保険金又は補償金、現行では1, 200億円でございます、これにより、賠償資力を確保して、その後、この損害賠償額を超える損害が生じると見込まれる場合は、原賠・廃炉機構による資金援助等を活用して、賠償資力を確保するということになるのではないかと聞いてございます。

この点につきまして、○の三つ目でございます。特に原子力事故により損害賠償額を超える巨額の原子力損害が発生した場合には、今言ったように原賠・廃炉機構に資金援助等を申し込むということになるわけでございますけれども、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施のために積立分が不十分である場合には、先ほど説明をさせていただいたとおり、特別事業計画を作成して、主務大臣の認定を受けるという手続というものを経る必要があります。ですので、損害賠償措置による賠償資力を確保に比べますと、手続に手間がかかる、時間がかかるということになるのではないかと聞いてございますので、この点を考慮する必要があるのではないかと聞いてございます。

このため、次のページ、12ページ目でございます。各措置にかかる事業者の負担の仕組みを考慮した制度設計でございますけれども、今申しましたとおり、原子力事業者は損害賠償措置に係る保険料、補償料をあらかじめ負担をし、かつ原賠・廃炉機構に係る一般負担金についても負担をし、これによって賠償資力というものを確保しているわけでございます。二つ目の○でございます。賠償資力の確保のための制度設計の検討に当たっては、原子力事業者を無限責任とした場合に、賠償資力を確実に確保しつつ、原子力事業者の予見性を高めるという観点からは、各原子力事業者があらかじめ決まった保険料及び補償料を支払うことにより、自らの賠償リスクに備えることが可能となる損害賠償措置の仕組みを活用していくことが望ましいのではないかと聞いてございます。

最後でございます。今後発生し得る原子力事故に備え、被害者への賠償が適切に行われるための賠償資力を確保し、また、原子力事業者の予見可能性を確保するためには、賠償措

置額を増額することで損害賠償措置の充実強化を図ることが適当ではないか、とさせていただきます。

最後、13ページにはこれまで出させていただいたスキーム図を描かせていただいています。

説明については以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

この具体的な制度設計の問題については、次回にも引き続き議論を続けてまいりたいと思いますが、今日御説明をいただいたところで、まず御質問、御意見を自由にお出しただければと思います。お願いいたします。

(住田委員) 資料16-1について、先ほど申し上げるべきところでしたが、併せて申し上げたいと存じます。

最初の基本的枠組みのその2の8ページでございますが、このあたりはどの委員もおっしゃったように、異論のないところでございます。ただし、これを法文化するとなったらかなり圧縮することになるかと思いますが、今後、原子力損害賠償に関する紛争解決手続を検討する際に、原子力事業者が責任集中として表に出るとしても、国もその責任を担うことを考慮していただきたいと存じます。

現在、国家賠償訴訟がありまして、この中身について私は具体的には承知しておりませんが、規制権限の不行使による国家賠償訴訟があるというふうに聞いております。つまり、規制権限の不行使、原子力安全・保安院が福島事故の場合には非常用電源について、低位置にあることをそのまま黙認し、また原子力安全委員会もそのような箇所に設置していることに対しての基準を設けていなかったという規制権限の不行使が争点になっている可能性があると思います。これが裁判でどうなるかはこれからの問題であろうかと思いますが、今後も規制権限の不行使による国家賠償というのが、この原子力損害賠償に関してはつきものでございますので、紛争の当事者として国が入り得るということを念頭に置いて考えていただきたいところです。不法行為法、そして原賠法、さらには国家賠償法も入れて今後考えておく必要があるのではないかと存じます。

国の連帯責任については、規制権限の不行使の結果がまだはっきり出ていない段階で、そこまで踏み込むことは非常に困難であるということは理解いたしますけれども、どこかそのあたりのことを念頭に入れて考えておいていただいた方がよろしいのではないかとというのが、第一点です。

そこで、派生する考え方として申し上げます。国の責務に関しては必要な援助という言葉

が多用されております。必要な援助ということは国が後見的な役割として対応するというものでありましようが、場合によっては規制権限の不行使の場合、すなわち過失責任を問われる当事者という場合は、援助という言葉はふさわしくないと考えます。つまり、法文上は全て資金拠出ないしは必要な措置という形で文言を統一しておいた方がよろしいのではないかとこのことを御提案したいと思えます。

ところで、10ページ、11ページに各国の法制が書いてございます。日本は政府による資金援助という言葉を使っておりますが、他の国は補償計画を提出とか、国会の議決の範囲内で主務官庁から補償とか、ある意味でニュートラルに資金が出るということのみを書いているのでありまして、日本のみが援助というような、後見的な役割で、自分は責任はないかのような形の言葉を使うことに関しては、違和感があります。国が一步前に立って責任を負うというときには、不相当な文言になっているともいえます。

それから相互扶助方式については、ここに論点として挙げられるとおりで、次回も恐らくは議論される可能性があります。現状、既成事実を積み重ねて、パッチワークと言われていましたが、実際は飴細工というようなもので、それもはや壊れようとしている状況とみております。現在、新聞報道で問題になっておりますが、託送料につき新電力も負担をしなくてはならないということに対して、多くの批判があるところでございます。

私自身も、相互扶助方式については別の業界紙のところで批判の論説を掲載しておりますし、原子力損害賠償・廃炉機構のあり方に関しても批判をしております。これからの長い歴史の中でいずれ検証されることが出てくるかと思えますけれども、少なくとも現在のあり方、対応に関して、私として遺憾に思っている次第であることを繰り返しとなりますが申し上げます。その趣旨も含めまして、もう少しニュートラルな形で、今後この文言などについても御検討を進めていただくことを希望いたします。

(濱田部会長) ありがとうございます。

今の点、何か事務局から特にありますか。今の訴訟になっているものがありますので、なかなか今の段階で判断というのはあれかもしれませんが。

(大島参事官) そうですね。なかなか実際に法律の中にどういう形で反映できるのかというのは、少し我々の中でも検討したいと思えます。

おっしゃる趣旨というのはよく分かっているところでございまして、ここの部会の場でも特に手続のところ、行政型ADRをどうするのかというときでも幾つか御意見を頂いていたかと思えますので、全体をまとめていく中で、また御相談をさせていただければと。部会として御議論いただければというふうに思っております。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、高橋委員お願いいたします。

(高橋委員) 16条について、いろいろな事故があるのでなかなか書き切れないというのは理解しました。6ページのところの例示で、資金の融通、あっせん、国による資金援助等が考えられるということで、今、御説明の中で「等」の中には万全な措置、万全な救済に必要なものは全て入りますという御説明だったのです。ただ、少なくとも、議事録とか報告書には、例示を豊富にしておいた方がいいと思います。

原子力損害賠償の過程を見てきた人間としては、民間の当事者が損害賠償をするとなると、明確な損害項目が出てきたときに、個別に取り上げ、後追的に払うという形にならざるを得ないところがありました。そういう意味で、被害が発生したときに将来的に確実にこのぐらいの額は出るのだというところの合理的な推定ができれば、国が包括的に立替払いすることも、場合によってはあるのではないかと。要するに帰還困難区域の方なんかについても、発災の当初から生活再建のために包括的に、例えば、数千万円という形でお支払いし、それをまとまった形で生活再建に活用していただくといったようなことも、場合によっては今後あり得ると思います。国によるこのような形での立替払いもあり得るのか、事務局はそういう立替払いはあり得るというふうに思っていますか、ということをお質問したいと思います。

(濱田部会長) ありがとうございます。では、事務局の方から。

(大島参事官) ありがとうございます。

なかなかお答えするのが難しいところがあるのですが、正にどういう事故の状況になるのかということに対して、いろいろな考えを出していかないと多分いけないのだろうなというふうに思いますし、これとは別の今回出しておりませんが、立替払に関する規定というものは設けるべきだということで、我々も法改正をして、その根拠になる条文というものは入れなければいけないのではないかと御議論だったかと思っておりますので、それも含めてちょっとまた報告書をまとめていく中で全体を眺めていただいて、また御議論いただければというふうに思っております。

(濱田部会長) ありがとうございます。

大塚委員、お待たせしました。お願いします。

(大塚委員) 今、高橋委員が言われたこととも重なりましたが、今回、御説明いただいたように、これはまず意見ですけれども、賠償措置額の増強というのが非常に重要だと思いますので、これを上げていただく必要があると思いますし、それ以外に先ほど11ページのと

ころで御説明いただいたように、この体制をつくるために時間が少しかかる、手間がかかるといふふうにご説明されていますので、正にこの間については、国の立替払が必要になる場面も出てくると思いますので、先ほどお答えいただいたことでよろしいかと思っておりますけれども、そういう御認識を持っていただくと有り難いということでございます。

それから一つ質問ですけれども、6ページの最後のb)の○のところはちょっとよく分からないのですけれども、原子力事業者の負担の有無を含めてと書いてあるのですけれども、これは有無なのでしょうか。ちょっと。程度だったらまだ分かるのですけれども、有無まで入ってしまうのですか。これは正に説明をお願いします。

(大島参事官) すみません、有無、程度も同じかと思っておりますけれども、これは正にどういう形になるのか。原則的には原子力事業者に、求償ということもあり得るのだと思っておりますけれども、先ほど例が出ていましたけれども、補助金みたいな形で出すということであれば、その補助金に関しては、国から一方的に出す形になりますので、もしも補助金のみということであれば、原子力事業者は負担というのではないというのは、手続上はあり得る。それを本当にするかどうかというのは、何度も繰り返しになりますけれども、事故の状況に応じてということですので、あえて有無とさせていただいたというのは、広い意味でどういうものも想定し難いので、という意味で言葉を使わせていただいたので、場合によっては負担の程度というのとは、言葉的には我々的には余り変わりがないものだとは思っております。

(大塚委員) 多分、程度にさせていただいた方が無限責任としているのに、有無だとよく分からなくなりますので、論理的な話だけで恐縮ですが、程度の方が有り難いかと思っております。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、加藤委員をお願いします。

(加藤委員) ありがとうございます。

12ページの最後に「賠償措置額を増額することで損害賠償措置の充実強化を図ることが適当ではないか。」とありますけれども、今回の福島第一原子力事故の例を踏まえれば、重大事故への備えという点で現在の賠償措置額では全く不十分だということが明らかになりました。原子力事業者を無限責任とした場合であっても、迅速かつ確実な被害者救済と原子力事業者の予見可能性を確保するためには、措置額の増額というのは不可欠であろうと思っております。

ただし、措置額を引き上げますと、平時における電気料金が上昇して、企業、とりわけ電力多消費産業が甚大な影響を受けることになりかねません。国民負担の最小化という観点

からも、電気料金が上昇するといったことがないような補償料率、これを適切に設定していただく必要があるのではないかと思います。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

オブザーバーの小野田さん、お願いします。

(小野田オブザーバー) ありがとうございます。オブザーバーとして発言させていただきます。

今に加藤委員の話と重複するかもしれませんが、私どもといたしましては、これまでも繰り返し申し上げてまいりましたとおり、今回の制度見直しにおきまして、福島事故の経験を踏まえて、迅速かつ適切な被害者救済を図るとともに、電力の小売全面自由化や原子力依存度の低減が進む中で、我が国のエネルギー政策において重要なベースロード電源を担う原子力事業の予見可能性を高めることが、解決すべき重要な課題であると考えているところでございます。

こうした見直しの狙いを達成するためには、事業者責任の有限化というのは一つの解決策になり得るとは考えておりますが、短期的に解決が難しい課題があるとの御議論もございました。事務局資料にありますように、無限責任とした場合の賠償措置の充実強化、これを検討していくとするならば、賠償措置額を十分に確保できるかどうか、あるいは保険料、補償料が震災後の安全対策の充実や電気料金への影響にも配慮した水準となるかどうかという点が重要になるものと思っております。

また、賠償資力の確実な確保という観点からは、損害賠償額が賠償措置額を上回る場合の原賠法第16条に基づく国の援助や国の責務の在り方について、現行どおりでよいのか、それとも従来から一步踏み込んで、将来の被害者・事業者双方の予見性を高めるために、何らかの規定を置く必要があるのかなどについて、全面自由化や原子力依存度の低減が進む環境変化も念頭に置きまして、議論は必要ではないかと思っております。

(濱田部会長) ありがとうございます。

高橋委員お願いします。

(高橋委員) 賠償措置額を上げることについて、私も賛成です。ただし、上げる限度については、慎重に検討すべきだと思います。余りにも高額にしますと、投資コスト、安全性の向上に対する投資コストについて、積極的に投資するインセンティブがなくなるのではないかと、そこは心配でございます。今回の事故も、ある意味では、積極的な投資コストを払うのが嫌だったから、分かっている投資をしなかったという面もあります。そうい

う傾向を助長する形で、法外に賠償措置額を上げることに對しては、私は慎重に検討すべきだと思います。

(濱田部会長) では、住田委員お願いします。

(住田委員) 前回の10年前の改正のときに、この賠償措置額を上げた審議に關与してはいたのですが、世界最高水準のものにし、国からも必要な援助がされ、安心できる制度ができましたということで、審議会の報告書をまとめました。ところが、今回の福島事故で、とんでもなく、桁違いの高い被害額になったことを考えますと、この制度においては福島のような事故を前提とした金額にいたしますと、これは通常の一般負担金では賄えないようなことが考えられます。

そうしますと、今、高橋委員もおっしゃったように、余り高額なものにすることについてはもはや必要ない。それより何が必要かという、いざ事が起きたときに緊急に発動する措置、それができるのはやはり国ではないか、と思っております。特に、一般負担金等から拠出することになりますと、電力料金に跳ね返ります。電力料金の性質というのは、結局、所得にかかわらず等しく使うものでありますから要するに消費税に等しいものでございます。一方、税金にいたしますと、それなりに富裕層には厚くという形で累進性がとられておりますから、私は税金の形式の方が本来ふさわしいものであろうというふうに思っています。

ですから、電力料金で高く取るのではなく、事が起きたときに迅速に発動できるようなシステムをとっておくことが大事であり、そのための国の措置としてきちとした形で責務を明言しておくということが、今回の改正で必要なことだろうと思います。

そういう意味では、金額の引き上げについては、それほど高額なものとする必要はない、こだわることはない、というのが私の意見でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、オブザーバーの市川さんお願いします。

(市川オブザーバー) 私ども中小企業の立場からも同様に、現在、電力コストの高止まりによる負担増というのが企業経営の足かせとなっている状況でございます。賠償措置額を増額することとなった場合には、震災前に比べて安全対策によりリスクも下がっていますので、適切な保険料・補償料となりますように、御配慮くださいますようお願いいたします。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。辰巳さんお願いします。

(辰巳委員) 今、現状の金額ではもうもたないということは明確だから、いずれにしても上げなければならないというお話であったというふうに思っております、それは当然なのですけれども、今後も原子力発電事業者という、とりあえず考えたときに、それを行う事業者が各自責任を持って稼働して欲しいというふうに私なんかは思っております、そのための必要なリスクのための費用というのは、やはりその事業者が基本負担すべきだというふうに思っております。それは当然そうすると電気料金からという話、発電の費用からという話になるというのは当然だというふうに思っているのです。そうすると、今までともと原子力は安価な発電であって、安い電気を買えるからというお話で進んできていた。それが違っているということに今回初めて気付いたのだというふうに思うのですね。

だから、これからあえてまだ原子力を進めていこうということであるならば、そんな安い金額の電気ではないのだということ承知の上で、国民が理解して国の方策として、国民が理解してというのはそういう意味だと思っておりますけれども、国の政策としてやっていくのだということになるのだろうというふうに思います。だから、そういう意味で原子力を進めるということは、事業者が安いというふうに言ってきたことが違っているということをやっぱりきちんとみんなに伝えてくれないといけないなというふうに思うし、それでも使うのならば、電気料金から取るということが一番いい解決策ではないかと思っております。額に関してはちょっと私は分からないのですけれども、どのくらい上がるのかという、例えば電気料金で何年間で取るのかちょっと分からないし、いろいろ分からないのですけれども、何なりの見積りを出していただいて、これくらい高くなるのだということきちんと説明していかないと、単純に電気料金から取って、電気代が上がったら事業者は困るというお話では、私自身は納得いかないなというふうに思っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、大塚委員をお願いします。

(大塚委員) 私は、賠償措置額については上げた方がいいと思っておりますけれども、もちろん保険の一種のようなところがございますので、限度はあるので、そんなにべらぼうな額になることは多分あり得ないものですから、余りそこは心配していませんが、そんなことではないかなと思っております。

それから、余り一般的な話はしたくないのですが、してしまうと、税金と電力料金とどちらがいいかという話は、これは電気料金ということなのではないかと思っております、これはある種の安全性に対する対策ということでもありますので、汚染者負担原則的な発想

というのは必要になってきますので、税金で負担するということになると、いろいろな意味で資源とかサービスとかの社会における最適な配分というのはなされないということになってしまいがちなところは、全く税金が駄目だということを言っているわけでは全然ないのですけれども、一般的にはそういう発想は重要ではないかということは申し上げておきたいと思います。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、遠藤委員をお願いします。

(遠藤委員) ありがとうございます。

賠償措置額についてでございますが、そもそも申し上げた方がいいのかもしれないのですが、賠償措置額が過酷事故を想定して大幅に引き上げられなくてはならないということに関しては、私は賛成の立場ではございません。

過酷事故のリスクについて、保険的な制度でカバーするということに対して、違和感があります。資料にも整理をしていただいたのですが、各国も制度設計をしていく中で、過酷事故について保険で積み立てることのコストの大きさを配慮しまして、9ページ、10ページで示されているように、保険に依存する額は極めて小さくなっております。先ほど住田委員がおっしゃったとおり、1,200億円というのは、世界的に見ても非常に高いレベルであるということは重ねてご指摘申し上げておかななくてはならないことだと思っております。

措置額を上積みするならば、ここで重要になるのは一般負担金との整合性の問題であると思います。一般負担金は東京電力の事故のために設けられた制度ではなく、将来の事故に対して、東京電力の事故の前にさかのぼって積み立てている制度であり、これも将来事故に対する積立て型の相互扶助制度になっていますので、これと賠償措置額に関わる制度との整合性をとっていかなくてはならないということが一点あると思います。

付け加えれば、一般負担金の制度については、例えば一般負担金が賠償総額を超えるほど十分に積み上がっているときに事故を起こした場合は、それで足りてしまうため、特別事業計画を提出するような支援機構法のスキームにのっとった措置がされるということではありません。しかし、たまたまその積み上げが足りなかったときに事故が起きてしまった場合は、特別事業計画を練るということになる。この積立て型の相互扶助制度に全部を依存していくということにおいても、ある種、予見可能性が担保できないという問題があります。従いまして、こうした制度設計というのは、関連する制度をちゃんと俎上に上げて整理をしていかなくてはならない。いまだ未整備な点が多いと思っておりますので、措置

額の引上げを検討するならば、そうした点を留意しなくてはならないと考えます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、大橋委員お願いします。

(大橋委員) どうもありがとうございます。

前回出ることができていないので、既に意見の重複があるかもしれませんが、先ほど遠藤委員がおっしゃったとおり、基本的には保険的スキームと、あと相互扶助のスキームに加えて、国の責務というものをどういうバランスで考えていくのかというのが重要なのだと思います。

民間事業者の事故への備えという観点で言うと、保険的スキームというのは原則基本というふうな立場で書かれているのだと思いますけれども、そういう考え方にもし立つのだとすると、今回の福島事故を踏まえるとすると、今回の提案にあるように、措置額を増額するというのはい定程度合理性はあるのかなという感じはします。ただ、その際にやはり現在、足元で行われている安全対策等を鑑みた形での、保険料なり、あるいは補償料なりの設定というのが当然なされるべきなのだろうというふうに思っています。

他方で、相互扶助のスキームについて、一般負担の額を柔軟に対応するというふうな文言が資料にもあったのですけれども、これは他方でこれまでの意見にもあったのですが、発災事業者はもとより、非発災事業者にとっても柔軟に対応するというの、その裏では事業の予見可能性というのはなかなか難しくなるというのが裏腹としてあるのかなと思います。ここあたり、バランスが実は非常に難しいとは思いますが、どうも過去にも意見が出ていたようなので、そういうところというのは一定程度配慮した書き方というのは、どの程度できるのか分からないですけれども、そういう部分というのはある程度あるのではないかなというふうには思っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

又吉委員お願いします。

(又吉委員) ありがとうございます。7ページ目の原賠・廃炉機構制度についてのところで一点だけ。

機構法に基づく相互扶助スキームの意義・役割について書かれておまして、もちろん原子力損害賠償の迅速、適切な実施のために重要な機能を果たしているというメリットは明記すべきと考えておりますが、一方で足元で福島第一原発事故に関わる賠償見積りが前回試算時の5.4から7.9兆円に引き上げられ、万が一の将来の事故発生時の賠償資力確

保が本当に担保でき得るのかという疑問は、従来よりも深まったという印象を持っております。

そこでこの部会でこそ、相互扶助スキームの限界もある点を留意する必要があるのではないかと考えています。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。お願いします。

(岡委員長) 全部終わってから申し上げようと思っておりましたが、直接、賠償のことではないのですけれども、事故を起こして大変申し訳ないと思っておりますが、これからどうするかということの参考になると考えておりますのは、米国が1979年にスリーマイル原子力発電所事故、これは炉心溶融事故で、東電福島第一より規模は小さいですけれども、その後米国がやったことが我々非常に参考になると思っておりまして、一つは自主的安全向上、もう一つは規制の改善なのですが、この二つで米国は事故率がすごく下がりました。10年間、1989年から10年ぐらいで30分の1に下がりました。それからそれと同時に、稼働率向上などの結果、米国全体での発電量が50%ぐらい上がりました。ですから、安全と経済性向上、両方を達成をしているということです。そういうのが今後日本の参考になる。それを実現したのは、いろいろな要素があって、今申し上げた自主的安全向上というのは、事業者さんのそういう安全の改良に任せて、経営の問題としてリスクをマネージしていく。逆に言いますと、安全確保は取締り型の安全。警察みたいな安全だというイメージが我々は強いかと思うのですけれども、実際はそうではなくて、予防型の安全といいますか、いろいろな経営の手段の中からリスクをマネージする。そういうのをずっと米国はスリーマイルの後やって、これに成功しているということで、取締りというのはもちろん予防型安全確保の中の一部に入っているわけですが、予防型の安全という、そういう考え方でやってきている。

それから皆さんおっしゃっているように、国民の安全が一番重要である。それから国民の負担ということも非常に重要であると思うのですが、国民の安全というのは何だというと、故障や小さい事故ではなく、今の我々が過酷事故と呼んでいる、放射性物質が外に出ていくような事故が対象になる。どういうことかといいますと、そういう国民に直接影響を与える事故に注目して安全を考えるとということももう一つ我々は米国から学ばないといけない。何でかというと、安全というのは何でもかんでも安全に関係付けられるのです。非常に小さなトラブルまで。だけれども、これを一々とつちめていては改善が進まない。そ

れは自主的安全向上で事業者さんに任せるということを米国はやったと。あるレベル以上のもちろん規制基準はございますので、それはもちろん基準に従って処置するわけですが、それでも。

それから規制規則で決まっている報告される事故なんかも規制側のホームページに載せるだけなのですね。公表はするのですけれども。取り立ててそれを非難するという、そういう形の規制は米国では行われていない。そういうことによって、事業者さんの自主的安全向上というのが機能して、今言ったような安全と経済性の向上、稼働率向上と事故率低減が実現し、その結果非常に安い発電が原子力で実現をしまして、米国は天然ガス、石炭も非常に安いですが、原子力は一番安いという状況が長く続いているということで、これは日本の非常に大きな参考にするべきことだと思います。

保険ということで申しますと、自主的安全向上で性能がいい事業者さんほど保険料が安くなると、これがございまして、先ほどインセンティブというお話がございました。こういうものもこれは民間保険なのかもしれないですが、非常に日本も参考になる。要するに事業者さんに自主的安全向上できちんと事業をしていただいて、その成果が事業者さんにまた戻ってくると、そういうところで安全も経済性も両方といいますか、国民のベネフィットも両方成立しているというふうに思っております。

ちょっと御参考までに申し上げました。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかには委員の皆様、いかがでしょうか。馬場さんお願いします。

(馬場オブザーバー) 今のお話とは直接の関係はないかもしれませんが、昨日、福島のアグループ賠償対策協議会の総会に出ておりました。29年から3年一括で賠償するという新たなスキームへの変更提案があり、出荷制限や避難指示区域については、それを了承して、これからその事務作業に入るということですが、避難指示区域外の風評被害の方は毎年の状況次第なので、29年中は現行基準を維持し、1年間かけて新たな賠償スキームにおける算定基準の詰めを行う予定です。風評はいつのどこから見て下がったということを確認して請求するという算定基準を、経産省も入っていただくようですが、東電と農家の代表であるJAグループとで29年中に協議し具体的に詰めて、30年以降の風評被害に関する算定基準を決める。そんな段取りが昨日確認されたわけです。

何が言いたいかというと、たとえ3年一括の交付をされたとしても、その先は見えないわけです。逆に言うと、営農継続の判断を迫られると受け止めざるを得ないわけです。事故のせいで将来を考えさせられてしまうわけで、これってどういうことかと言いたくなるの

です。それこそ賠償として、正に救済的賠償としてどういう形が考えられるか。先ほど高橋委員もおっしゃったように、まずは早急な賠償、国が前面に立って基準も決めて、まず仮払いでも立替えでもしてとにかく迅速に、あとから事業者に求償するにしても、しっかりとやってもらう。それを実現するためには、事業者の資力の問題は当然あるかと思えますけれども、まずは被災者の立場に立った迅速な賠償の在り方ということが、今回の見直しに当たっては具体的に見えるよう整理をお願いしたいです。今日の議論は基本のところだけだったと思えますけれども、必要な措置が一体何なのか、というところも見えていないと、実は国民の安心ということにもつながらないのではないかと考えています。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。今日のこの会議ではいいですかね。

ありがとうございます。貴重な御意見、オブザーバーの方々からもありがとうございます。

先ほども申しましたように、次回も引き続いて、原子力事業者を無限責任とした場合の具体的な制度設計ということについて、議論を進めてまいりたいと思います。今日は少し予定より早いです。次回に引き続いてということで、これで閉じさせていただこうかと思えます。

最後に事務局から連絡等お願いします。

(大島参事官) ありがとうございます。本日はいろいろ貴重な御意見ありがとうございます。

また次回の資料にいろいろな御意見を頂いたと思ってございますので、なるべく議論を収束できるように少し資料を工夫をして出せればというふうに思っております。

なお、次回第17回の会合につきましては、日程調整が済み次第、御連絡をさせていただきます。また、お手元の資料について御希望があれば、委員の皆様方の職場に郵送させていただきますので、席上にそのままお残してください。

以上でございます。

(濱田部会長) どうもありがとうございました。

これで終了します。